

秦野市排水設備（事務）

取 扱 要 領

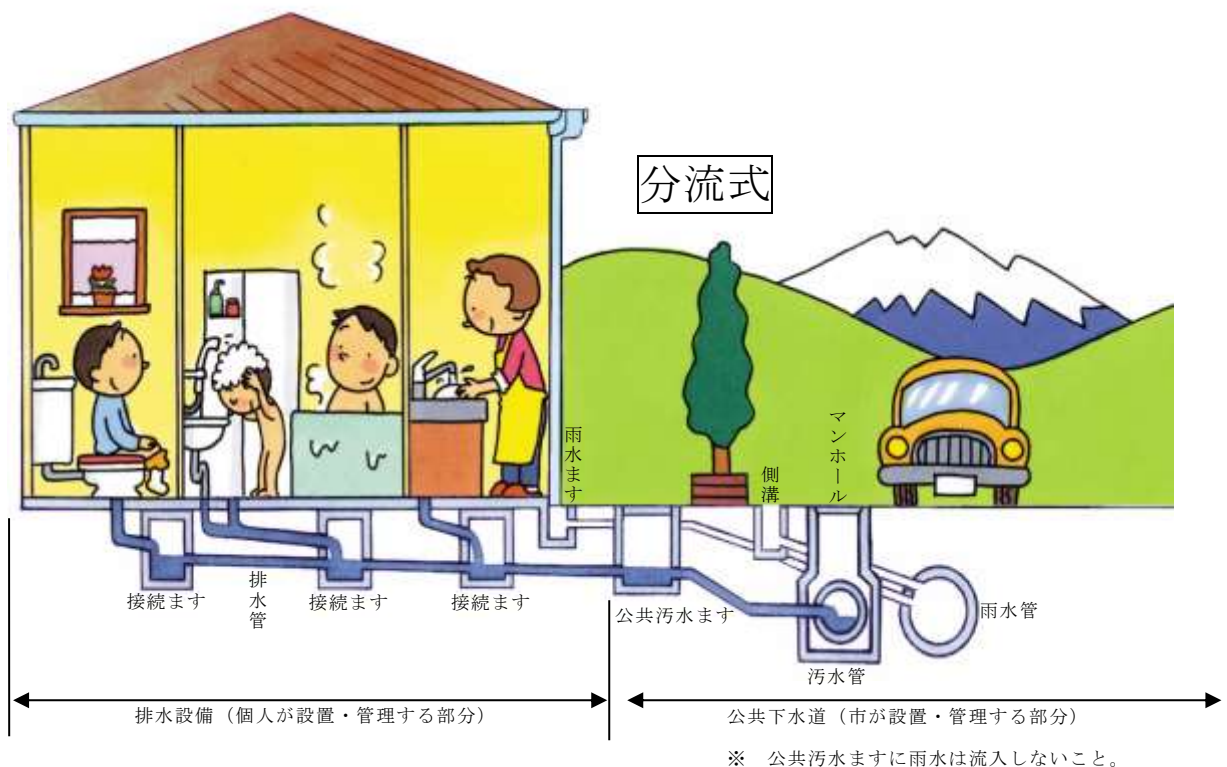
目 次

1	排水設備とは	1
2	下水道の必要性と効果	1
3	排水設備の法体系	2
4	排水設備の設置義務	2
4-1	設置義務	2
4-2	設置義務者	2
5	下水道指定工事店及び排水設備責任技術者	3
5-1	下水道指定工事店	3
5-2	排水設備責任技術者	5
5-3	下水道指定工事店及び排水設備責任技術者の処分	6
6	排水設備工事の進め方	6
6-1	工事依頼、現地調査、申請	6
6-2	審査、確認通知	7
6-3	工事着手	7
6-4	工事完了後	7
6-5	完成検査	7
6-6	工事費の精算	7
7	奨励金と貸付あっせん	8
7-1	奨励金	8
7-2	貸付あっせん	9
8	汚水ポンプの無償貸与	11
8-1	貸与の対象者	11
8-2	貸与数量	11
8-3	貸与の申請	11
8-4	貸与の決定及び通知	11
8-5	工事完了の届出等	11
8-6	ポンプの維持管理及び費用負担	12
9	ディスポーザー	12
9-1	ディスポーザーの種類	12
9-2	設置できる区域	12
9-3	設置できる用途	12
9-4	設置できる機種	12

9-5	補助金について	13
9-6	設置申請について	13

1 排水設備とは

公共下水道は、公道内に地方公共団体が設置、管理する排水施設であり、これに対して排水設備とは、個人が敷地内の下水を公共下水道に流入させるために設置する排水管、排水ますその他の排水施設である。排水設備は、土地建物の清潔を保ち、健康にして快適かつ衛生的な環境をつくり、文化生活の向上を図るところに意義と使命があるので十分な認識が必要である。また、本市では、分流式を採用しているため、汚水と雨水を分離して、それぞれ公共汚水ます及び雨水ますに接続しなければならない。



2 下水道の必要性と効果

下水道の必要性は次のとおりである。

① 都市災害の防除

降雨時の浸水防止、低地の滞水防止

② 環境衛生の改善

水洗便所の普及、蚊・はえの発生防止、伝染病の発生防止、悪臭の発生防止

③ 土地の有効利用

水路の改良による土地の有効利用、浄化槽不要による土地の有効利用、浸水地帯の解消

④ 水質汚濁防止

水資源の確保、河川・海面の浄化による都市の美化

3 排水設備の法体系

排水設備に関する法令は、本市の条例等も含めると次のようなものが掲げられる。

- 下水道法、下水道法施行令、下水道法施工規則
- 秦野市下水道条例、秦野市下水道条例施行規程、秦野市下水道指定工事店規程、秦野市水洗便所改造等奨励金資金あっせん規程、秦野市水洗便所改造等奨励金交付要綱、秦野市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分等に関する要綱、秦野市公共下水道私設汚水ポンプ無償貸与基準
- 下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）
- 神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル建築基準法
- 建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、消防法

4 排水設備の設置義務

4-1 設置義務

公共下水道が整備されても排水設備の設置を行わないと公共下水道の目的は達せられない。そこで公共下水道の供用がされた場合においては、下水道法第10条第1項の規定により排水設備を遅滞なく設置することを義務づけている。特に、くみ取便所が設けられている建築物の所有者は、下水道法第11条の3の規定により下水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗便所への改造が義務づけられている。

4-2 設置義務者

排水設備の設置義務者は次の3つのケースに分けて規定されている。

(1) 建築物の敷地である土地

その土地に建築物が建っている場合には、設置義務者はその建築物の所有者、つまり家主とされている。

(2) 建築物の敷地でない土地

その土地に建築物が建っていない場合には、設置義務者はその土地の所有者、つまり地主とされている。

(3) 道路法による道路その他建築物以外の公共施設の敷地である土地

国道、県道、市道など公道と呼ばれている道路、公園、公営グラウンド等屋根や柱のない公共施設の敷地となっている土地は、その道路あるいは公共施設の管理者を設置義務者としている。したがって公道あるいは公共施設に土地を提供している地主が、仮に他にいたとしても設置義務者ではない。

5 下水道指定工事店及び排水設備責任技術者

下水道指定工事店は、公共下水道の主要かつ最終的な工事を受け持っているため、排水設備等の工事についての資格を持った排水設備責任技術者を有し、適切な資機材を用い、公共下水道に損傷を与えないよう、衛生的な耐久性のある排水設備を施工し得る工事店でなければならない。以下に、下水道指定工事店及び排水設備責任の資格や遵守事項等について述べるので、内容を把握し、業務に望むことが必要である。

5-1 下水道指定工事店

(1) 指定工事店の資格要件

- ア 神奈川県内に営業所があること。
 - イ 専属の排水設備責任技術者が1名以上いること。
 - ウ 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- また、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 成年被後見人又は被保佐人。
 - イ 破産者で復権していない者。
 - ウ 指定を取り消され、その取消しの日から起算して、2年を経過していない者
 - エ 責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して、2年を経過していない者。
 - オ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
 - カ 法人にあっては、代表者又は役員に(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がいる場合。

(2) 指定工事店の有効期間及び更新

指定工事店の指定の有効期間は、指定の日から起算して5年目の6月30日までとなっており、引き続き指定を受けようとするときは、期間満了の日の1か月前までに更新の申請が必要である。対象者には更新のお知らせが届くため、更新する場合には必ず申請すること。

(3) 指定工事店の辞退及び異動

指定工事店としての資格要件を欠いたとき又は営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、指定工事店指定辞退届書に指定工事店証を添付して提出すること。

また、次のいずれかに該当することになったときは、速やかに指定工事店異動届

書に関係書類を添付し、提出すること。

- ア 組織を変更したとき。
- イ 代表者に移動があったとき。
- ウ 商号を変更したとき。
- エ 営業所を移転したとき。
- オ 専属の責任技術者に異動があったとき。
- カ 住所（住居表示の変更を含む。）に変更があったとき。
- キ 上記のほか、市長が届出を必要と認めるとき。

（４）指定工事店の遵守事項

- ア 排水設備の新設等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由のない限り、これを拒んではならず、かつ、市長の確認を受けた工事は、早急に施工しなければならない。
- イ 工事は、適正な価格で行わなければならない、かつ、工事契約に際しては、金額、期限その他必要事項を明確に示さなければならない。
- ウ 工事の全部又は大部分を一括して他人に請け負わせてはならない。
- エ 指定工事店としての名義を他人に貸与してはならない。
- オ 確認を受けた工事でなければ着手してはならない。
- カ 確認を受けた工事の申込者からその工事の取消しを受けたときは、排水設備工事認定取消届書により直ちに市長に届け出なければならない。
- キ 工事の設計及び施工の監理は、専属の責任技術者に行わせなければならない。
- ク 工事の完了後１年以内に生じた故障等については、不可抗力又は使用者側の責任によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- ケ 災害等緊急時に、市長から協力の要請があったときは、これに協力するよう努めなければならない。
- コ 市長が必要と認め開催する工事に関する講習会及び説明会に専属の責任技術者を出席させなければならない。
- サ 工事の申込みを受けたときは、申込受付簿に申し込んだ者の住所、氏名、工事場所及び申込年月日を記載しなければならない、かつ、市長が必要と認め、その申込受付簿の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。
- シ 工事に使用する材料は、市長が別に定める基準に適合したものでなければならない。

ス 工事がしゅん工した際に行われる完了検査に専属の専任技術者を立ち合わせなければならない。

5-2 排水設備責任技術者

(1) 責任技術者の資格

責任技術者は、神奈川県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験に合格した者でなければならない。この試験は、受験するための資格を要するため、予め神奈川県下水道協会及び秦野市上下水道局に確認すること。

(2) 責任技術者の有効期間及び更新

責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から起算して5年目の7月31日までとなっており、引き続き登録を受けようとするときは、期間満了の日の1か月前までに更新の申請が必要である。対象者には更新のお知らせが届くため、更新する場合には必ず申請すること。

(3) 責任技術者の責務及び遵守事項

ア 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び企業管理規程に従い、工事の設計、監理及び施工に当たらなければならない。

イ 責任技術者は、二つ以上の指定工事店に同時に所属してはならない。

ウ 責任技術者は、工事の監理及び施工に当たっては、責任技術者証を常に携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

エ 責任技術者は、指定する期限までに、更新講習を受けなければならない。

オ 責任技術者は、責任技術者証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに手数料を納付し、責任技術者証再交付申請書を提出し、責任技術者証の再交付を受けなければならない。

カ 責任技術者は、氏名、住所(住居表示の変更を含む。)又は勤務先に異動があったときは、直ちに責任技術者異動届書に異動の事実を証明する書類及び責任技術者証を添付し、提出しなければならない。

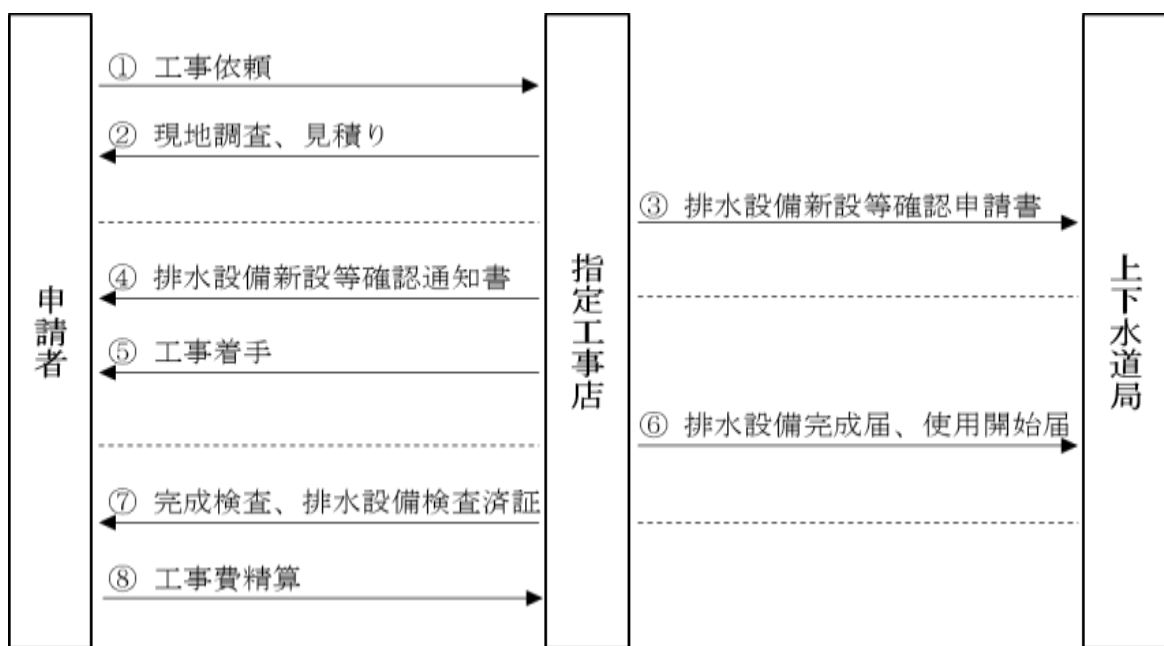
キ 責任技術者は、登録更新に伴い新しい責任技術者証を交付された時や登録の取り消し又は一時停止を受けた時は、遅滞なく責任技術者証を返納しなければならない。

5-3 下水道指定工事店及び排水設備責任技術者の処分

指定工事店及び責任技術者は、法令や条例等に違反すると、秦野市下水道指定工事店等の違反行為に対する処分等に関する要綱に基づき、違反点数が付与され、違反点数に応じて指定停止や取り消しなどの処分がある。そのため、事務処理から施工まで、法令等に基づき業務に臨むことが必要である。

6 排水設備工事の進め方

排水設備の工事の進め方を図に表すと下図のようになる。これらの手順に従って一連の事務を進めることになる。



6-1 工事依頼、現地調査、申請

指定工事店は、工事の依頼を受けたら現地調査及び工事費の見積もりをし、次の書類を作成するとともに申請者と委任契約を結び、書類を提出する。以後、市への手続きは、すべて指定工事店が代行することになる。

- (1) 排水設備新設等確認申請書 (正・副各1部)
- (2) 委任状 1部
- (3) 排水設備等工事設計書 2部
- (4) 排水設備設計図面 2部
- (5) 案内図 2部
- (6) 公共汚水樹の現況写真 1部

6-2 審査、確認通知

工事設計書、設計図面などを法令等の規定に適合するか審査し、適合されていることが確認された場合、「排水設備新設等確認通知書」を通知する。

6-3 工事着手

排水設備設計図面のとおり施工する。なお、地下埋設物等が原因で設計図面どおり施工できない場合は、事前に市へ相談し、必要に応じて変更申請をすること。

6-4 工事完了後

工事完了後5日以内に「排水設備完成届」及び「排水設備使用開始等届」を提出し、検査手数料500円を納付する。提出後、本市お客様センターと検査日程を調整する。提出書類は次のとおりである。

- | | |
|--------------|----|
| ア 排水設備完成届 | 1部 |
| イ 排水設備使用開始等届 | 1部 |
| ウ 竣工図（必要な場合） | 2部 |

6-5 完成検査

本市お客様センターの検査員と排水設備責任技術者立会いのうえ、完成検査を実施する。検査合格後、排水設備検査済証（シール）を交付するので、門扉や雨どい等の確認しやすい箇所に掲示すること。また、施工や図面に不備があった場合は、検査員または市職員の指示に従い、是正処置すること。

6-6 工事費の精算

完成検査合格後、申請者と工事費の精算をする。なお、見積もり金額と異なる場合は、必ず申請者に説明すること。

7 奨励金と貸付あっせん

本市では水洗化の普及促進を図るため、奨励金及び貸付あっせんの制度を設けている。これらの制度には条件があり、奨励金と貸付あっせんのどちらか一方だけしか受けることができないので、内容を十分に理解することが必要である。

7-1 奨励金

(1) 奨励金の対象者

ア 公共下水道の処理開始をした日から3年以内(3年を経過した後であっても、対象となる建物に転入又は転居をした日から3年以内である場合(その転入又は転居をした日の6か月以上前から対象となる建物を所有していた場合を除く。))を含む。)にくみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止するとともに、その他の排水施設を同時に施工して公共下水道に接続した者であること(建築物の新築である場合を除く。)

イ 官公署でないこと。

ウ 市税等を滞納していないこと。

エ 貸付あっせんを受ける者でないこと。

(2) 奨励金の額

奨励金の額は、建物1棟につき次のとおりとなる。ただし、工事の経費が建物1棟当たり5万円未満の場合、対象外となるので注意を要する。

工事の実施時期 (奨励金の額)	要件
1年目の工事 (3万円)	処理開始日又は転入若しくは転居があった日から1年以内に排水設備工事の申請が出され、処理開始日又は転入若しくは転居があった日から1年2か月以内に完了検査に合格したもの
2年目の工事 (2万円)	処理開始日又は転入若しくは転居があった日から2年以内に排水設備工事の申請が出され、処理開始日又は転入若しくは転居があった日から2年2か月以内に完了検査に合格したもの
3年目の工事 (1万円)	処理開始日又は転入若しくは転居があった日から3年以内に排水設備工事の申請が出され、処理開始日又は転入若しくは転居があった日から3年3か月以内に完了検査に合格したもの

(3) 提出書類

奨励金の制度を受ける場合は、次の書類を排水設備新設等確認申請書提出時又は排水設備完成届提出時に提出する。

ア 水洗便所改造等奨励金交付申請書

イ 水洗便所改造等奨励金交付請求書

(4) 奨励金の交付決定

完成検査完了後、奨励金の交付要件を満たしているか審査し、その適否を申請者に通知する。奨励金の振込みについては、完成検査完了日から1ヶ月程度要するので、申請者に必ず説明すること。

7-2 貸付あっせん

(1) あっせんを受けることができる要件（令和5年4月1日時点）

ア くみとり便所を改造し、又はし尿浄化槽を廃止するとともに、その他の排水施設を同時に施工して公共下水道に接続する者（建築物の新築である場合を除く。）

イ 市内に住所を有していること。

ウ 国及び他の地方公共団体並びにその他の法人でないこと。

エ 借入れに当たり連帯保証人を付すことができること。

オ 市税等を滞納していないこと。

カ 返済能力があること。

キ 連帯保証人が立てられること。

ク 奨励金を受ける者でないこと。

(2) 連帯保証人の要件

ア 破産者でないこと。

イ 未成年、成年被後見人又は被保佐人でないこと。

ウ 神奈川県内に住所を有し、独立の生計を営んでいること。

エ 市税等を滞納していないこと。

オ 返済能力があること。

(3) 借入額

排水設備工事に要する費用の範囲内で、10万円以上200万円以内（1万円単位）

(4) 取扱い金融機関

平成29年4月1日時点

金融機関名	取扱店名
横浜銀行	秦野支店、渋沢支店、東海大学駅前支店
スルガ銀行	秦野支店
中栄信用金庫	本店、渋沢支店、東海大学駅前支店、南支店、鶴巻駅前支店、曲松支店、秦野駅前支店、鶴巻中央支店
静岡中央銀行	渋沢支店
秦野市農業協同組合	本所、各支所、各支店
さがみ信用金庫	渋沢支店
神奈川銀行	下大槻支店
平塚信用金庫	東海大学駅前支店

(5) 償還方法等

- ア 償還期間 60ヶ月以内
- イ 償還方法 毎月均等分割払で、支払日はその月の末日
- ウ 償還金額 100円単位で、100円未満の端数は、初回の償還額で調整
- エ 利息 無利息（市が負担する。）
- オ その他 その他必要な条件は、金融機関が定める。

(6) 提出書類（排水設備確認申請時）

- ア 水洗便所改造等資金貸付あっせん申請書
- イ 連帯保証契約書 3通
- ウ 申請者と連帯保証人の所得証明書 各1通（※ 秦野市に住所を有し、本市で所得が確認できる場合は不要）
- エ 連帯保証人の身分証明書（※ 市内に住所を有している場合は不要）
- オ その他必要とされる書類

(7) 提出書類（完成届提出時）

- ア 申請者と連帯保証人の印鑑証明書
- イ 精算額が記入された工事設計書

(8) 金融機関への手続き

工事完成検査完了後、申請者に「水洗便所改造等資金借入れあっせん決定通知書」を交付するので、指定期間内に申請者と連帯保証人が金融機関で手続きする。また、融資を受けた後、工事代金支払いの領収書の写しを提出すること。なお、審査等にあって、金融機関からこの他に指示があった場合は、それに従うこと。

8 汚水ポンプの無償貸与

本市では、水洗化の普及を図るため、汚水ポンプの設置を必要とする者に対して、ポンプの無償貸与の制度を設けている。この制度には条件があるので、内容を十分に理解することが必要である。

8-1 貸与の対象者

建物敷地の地形等により敷地内の汚水を自然流下で公共下水道に排除することが困難なため、圧送により汚水を公共下水道に排除するために汚水ポンプを設置する必要があるもの。

8-2 貸与数量

一宅地の公共汚水ますに係る建物について1基とする。

8-3 貸与の申請

排水設備新設等確認申請時の提出書類と併せて「汚水ポンプ無償貸与申請書」を提出する。また、ポンプの老朽化により継続使用が困難な場合は、無償貸与の更新の申請することができる。その場合は、併せて汚水ポンプ更新理由書を提出する。

8-4 貸与の決定及び通知

貸与の申請後、市はその内容を審査したうえで適否を決定し、汚水ポンプ無償貸与決定通知書により通知する。

8-5 工事完了の届出等

排水設備工事及びポンプ設置工事が完了後、「汚水ポンプ設置完了届」及び「無償貸与汚水ポンプ保管証」を提出し、完成検査を受ける。

8-6 ポンプの維持管理及び費用負担

- (1) ポンプを無償貸与された者は、ポンプの維持管理をする。
- (2) ポンプの設置、維持管理に係る費用は、ポンプを無償貸与された者が負担する。
- (3) ポンプを無償貸与された者がその責めに帰すべき理由により、無償貸与されたポンプをき損したときは、修繕に係る費用を負担する。
- (4) 更新により不用となったポンプは、ポンプの無償貸与を受ける者が処分する。

9 ディスポーザー

ディスポーザーは、調理台の下に設置し、調理くずなどの生ごみを粉砕して公共下水道（汚水）に流す装置で、本市では、これを排水設備の一部としていることから、指定工事店が申請や設置工事等を行うこととしている。ディスポーザーは、設置できる区域や機種等が定められているため、次の内容を十分確認し、手続きすることが必要である。

9-1 ディスポーザーの種類

(1) 直接投入式ディスポーザー

排水処理装置を経ずに、直接公共下水道に排出するタイプ

(2) ディスポーザー排水処理システム

排水処理装置で処理し、その処理水を公共下水道に排出するタイプ

9-2 設置できる区域

	中央処理区	西部処理区	大根・鶴巻処理区
直接投入式ディスポーザー	○	×	×
ディスポーザー排水処理システム	○	○	○

9-3 設置できる用途

家事用のみ設置可能で、店舗併用住宅は、居住部分のキッチンのみ設置可能。

9-4 設置できる機種

公益社団法人日本下水道協会の規格適合製品が設置可能。

9-5 補助金について（平成31年4月1日時点）

ディスポーザーの設置にあたっては、家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱に基づき、購入費の3/4（限度額5万円）及び設置工事費の3/4（限度額2万円）の補助金が交付される。対象者は、本市内に居住する世帯で、本市内に設置、使用する者で、市税等を滞納していないことが条件になる。（事業主や住宅メーカー等の申請は補助対象にならない。）

9-6 設置申請について

（1）工事依頼、現地調査、申請

指定工事店は、工事の依頼を受けたら現地調査及び工事費の見積もりをし、次の書類を作成するとともに申請者と委任契約を結び、書類を提出する。以後、市への手続きは、すべて指定工事店が代行することになる。

ア 直接投入式ディスポーザーの場合

- （ア） ディスポーザー設置等確認申請書（正・副各1部）
- （イ） 案内図 2部
- （ウ） 平面図 2部
- （エ） 工事設計書又は見積書 1部
- （オ） 規格適合型式を証明する書面の写し 1部

イ ディスポーザー排水処理システムの場合

- （ア） 上記書類
- （イ） ディスポーザー排水処理システム計画・構造図
- （ウ） ディスポーザー排水処理システム維持管理業務委託契約書の写し
- （エ） ディスポーザー排水処理システム設置義務者承継確約書

（2）審査、確認通知

設置機種や処理区域等を審査し、設置可能であれば「ディスポーザー設置等確認通知書」を通知する。必ず通知書を受け取ってから工事着手すること。

（3）工事完了後

工事完了後、5日以内に「ディスポーザー設置等完成届」等の書類を作成し、提出する。なお、直接投入式ディスポーザーの場合は、現地検査は省略できる。

ア 直接投入式ディスポーザーの場合

- （ア） ディスポーザー設置等完成届

(イ) 完成写真（設置された型式が分かるように撮影すること。）

イ ディスポーザー排水処理システムの場合

上記書類のほか、検査手数料500円を納付する。

(4) 補助金の申請について

補助金を受ける場合は、完成届と同時に「家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書」及び「家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付請求書」を提出する。

補助金の交付にあたっては、所管課の環境資源対策課で審査し、適否を申請者へ通知する。なお、振込みまで1ヶ月程度要するので、申請者に必ず説明すること。

(5) 廃止（撤去）したとき

ディスポーザーを廃止（撤去）した場合は、「ディスポーザー等廃止届」を提出すること。

(6) その他

条例施行（平成27年4月1日）以前からディスポーザーを設置している方がいた場合には、機種等を確認し、市に連絡すること。